

研究

收用立法最近の動向



田 口 二 郎

此の拙き稿を大國實君の靈に捧ぐ

一

的の遂行に集中すべく、國家總動員の觀念を根幹として經濟機構に關する様々の制約と進展とが行はれ來つた。

支那事變勃發以來こゝに二年有半、忠勇無雙なる皇軍の活躍は着々として戰果を收め蔣政權は既に地方軍閥に轉落して、東亞新秩序建設の大事業は一步一步其の完成に近づくつゝある。此の間に於て我が國の準戰時體制は忽焉として純戰時體制へと移行し、人的、物的資源を擧げて國家目

動を以て其の基本觀念とする收用立法の分野に於ても、獨り此の純戰時體制の埒外に在ることを許さるゝ筈もなく寧ろそれが確立の重要な推進力として著しき進展を與へられつゝあるのである。

此の問題に關しては畏友、故大國實君が本誌第二十卷第三號(昭和十三年三月一日發行)に於て「收用法最近の立法」と題して鋭い見透しの下に侃々諤々の論を發表せられてゐる。此の稿を公にして後、間もなく同君は若くして岡山縣社會課長の要職に拔擢せられ、明哲の頭腦と矮軀に漲ぎる青春の熱血とを以て銃後社會行政の第一線に活躍せられたが、其の熱意と頑張りにも拘らず、激務は遂に君の健康を蝕み客年九月あたり有爲の才幹を懷きつゝ白玉樓上の人となられたのであつた。

恐らくは同君が世に送られた最後の文獻であつたらうと思はれる右論文に於ては、「收用法の觀點」から製鐵事業法が論ぜられ、特許收用令に検討が加へられ、國家總動員法と農地調整法との兩法案に關して仔細なる考察が下されると共に頗る暗示に富む提言が爲されてゐる。思へば此の論文をものされた頃同君は内務省土木局に在り、國家總動員法の成立を目前に控へて、命ぜられて私と共に同法に基く土地、工作物の管理使用收用に關する勅令案要綱起草の事

務に従事し、難點に逢着しては共に苦しみ、一項を進めては共に喜んでゐたのであつた。之も今は土地工作物管理使用收用令として公布せらるゝに至つた。又同君が考察の對象とされた農地調整法案及國家總動員法案は何れも既に法律として公布、實施されてゐる。されば同じ仕事に苦樂を共にした私は、大國君の「收用法最近の立法」の補遺として「收用法最近の動向」を眺め、此の拙き稿を同君の靈に捧げたいと念ふのである。

收用法最近の動向は國家總動員法に於て極めて廣範圍の進展を示してゐるが、之以外に於ては寧ろ土地收用法の法源の擴張として觀念せられる。大國君が述べられた製鐵事業法の外にそれらの法律を施行せられた時の順序に掲げて見ると左の通りである。

人造石油製造事業法(昭和一二、八、一〇)
法律第五二號

昭和十三年一月二十五日より施行さる(同年勅令第四〇號)

硫酸アムモニア増産及配給統制法(昭和一三、四、二)
法律第七〇號

昭和十三年七月十一日より施行さる(同年勅令第四九五號)

農地調整法(昭和一三、四、二)
法律第六七號)

昭和十三年八月一日より施行さる(同年勅令第五二五號)

航空機製造事業法(昭和一三、三、三〇)
法律第四一號)

昭和十三年八月三十日より施行さる(同年勅令第六〇五號)

輕金屬製造事業法(昭和一四、五、一)
法律第八八號)

昭和十四年九月二十日より施行さる(同年勅令第六四九號)

造船事業法(昭和一四、四、五)
法律第七〇號)

昭和十四年十二月一日より施行さる(同年勅令第七九九號)

二

國家總動員法は昭和十三年四月一日法律第五十五號を以

て公布され、同年五月五日から施行されてゐる(同年勅令第

三一五號)。此の法律は國家總動員の準備並に實施に關する

根本法であるから、其の冒頭に於て國家總動員の意義を明

確ならしめる爲に其の定義を掲げ、

本法に於て國家總動員とは戰時(戰爭に準ずべき事變の

場合を含む以下之に同じ)に際し國防目的達成の爲國の全

力を最も有効に發揮せしむる様人的及物的資源を統制運用

するを謂ふ(第一條)。と規定してゐる。即ち國防目的達成

の爲國家の總力を最も有効に發揮せしむべく人的、物的資

源を統制運用するの措置であることを示してゐる。而して

時の限界は之を戰時に際しと定むるも、宣戰布告のない而

も事實上戰爭と變ることなき事變の場合をも含むものとし

てゐる。此の事變が天災事變、國內事變等を意味するもの

でなく對外事變たることを要するは「戰爭に準ずべき」と

あるより觀て明かであらう。

斯の如き意味に於ての國家總動員の必要に基き本法に織

込まれたる收用立法に於て觀れば、

第一は、總動員物資の使用收用である。政府は戰時(又

は戰爭に準ずべき事變の場合)に際し國家總動員上必要あ

るときは勅令の定むる所に依り總動員物資を使用又は收用

することを得る(第十條)。

國家總動員の必要に基く物資調達の迅速適確を期せんと

するに出たもので、使用、收用の目的物は勿論動産たる總

動員物資である。總動員物資とは(一)兵器、艦艇、彈藥其の他の軍用物資。(二)國家總動員上必要な被服、食糧、飲料及飼料。(三)國家總動員上必要な醫療機械器具其の他の衛生用物資及家畜衛生用物資。(四)國家總動員上必要な船舶、航空機、車輛、馬其の他の輸送用物資。(五)國家總動員上必要な通信用物資。(六)國家總動員上必要な土木建築用物資及照明用物資。(七)國家總動員上必要な燃料及電力。(八)前各號に掲ぐるものゝ生産、修理、配給又は保存に要する原料、機械器具、裝置其の他の物資。(九)前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要な物資、を謂ふ(第二條)。

使用、收用は勅令の定むる所に依ることを要する。總動員物資使用收用令(昭和十四、一五、一六、一七、一八、一九)が之である。本令は昭和十四年十二月二十日から施行された。

之に依れば使用、收用の主體は主務大臣であり、使用、收用の要件は、國家總動員上必要な需要を充足する爲特に必要ありと認むるとき、である。そして使用、收用の目

的物は上に掲げた總動員物資の中、軍用に供する總動員物資、其の生産又は修理に要する總動員物資其の他勅令を以て定むる總動員物資である。(令第二條第一項)。

主務大臣と謂ふのは、軍機保護上其の他軍事上特に必要ある總動員物資の使用、收用に關しては陸軍大臣又は海軍大臣とされてゐる(令第二十三條)から、それ以外の場合に於ては各省大臣が各其の所管に従つて使用、收用の主體となり得るのであらう。

軍用に供する總動員物資の意義は稍々難解と思はれるが畢竟軍に於て樹立する軍需動員計畫に於て調達を決定せられたる總動員物資の謂ではあるまいか。

主務大臣が右の使用又は收用を爲さんとするときは内閣總理大臣に協議することを要する(令第二條第二項)。

使用又は收用の手續としては、先づ主務大臣は當該總動員物資の所有者に對し使用令書又は收用令書を交付するのであるが、所有者知れざる場合、令書の交付に著しき日數を要する場合、其の他所有者に之を交付すること著しく困

難なる場合に於ては、權原に基き當該總動員物資を占有する者（管理者と稱する）に對し交付するを以て足る（令第三條）。此の場合當該總動員物資が不法占有に在るとしたらどうであらうか。占有者は適法に本權を有するものと推定されてゐる（民法第百八十八條）し、事實上はたいして問題の餘地はないのかも知れない。

令書の交付を爲したときは、其の交付を受けた者を除いて、令書交付の際に於ける當該總動員物資の新有者又は管理者、其の他當該總動員物資に付權利を有する者にして知れたるものに對し遲滞なく之を通知する。令書交付後所有者又は管理者と爲つた者其の他當該總動員物資に付權利を有するに至りたる者にして知れたるものに對しても亦同様に通知する。而して之等通知の外更に軍機保護上特に支障ある場合を除くの外之を官報に公告するのである（令第四條第一項、第二項）。

令書の交付を受けたる者又は前記の通知を受けたる者に對し令書に記載したる引渡時期に於て當該總動員物資の所

有者たるものは其の令書に記載された引渡時期に其の物資の所在場所に於て之を引渡さねばならない。尤も引渡時期に於て所有者知れざる場合、所有者より引渡すこと能はざる場合は引渡すこと著しく困難な場合に於ては、令書の交付又は前記通知を受けたる者にして令書に記載せる引渡時期に於て當該物資の管理者たるものが引渡義務者となるのである。（令第十條第一項）。

主務大臣は當該官吏をして其の引渡を受けしむるのであるが、必要ありと認むるときは此の職權を、其の所管する官衛の長又は地方長官をして行はしむることが出来る（令第十一條第一項、第二項）。

使用、收用の效果發生時期は當該總動員物資の引渡ありたる時である。使用の場合に於ては此の時に於て政府其の使用權を取得し、其の他の權利は使用の期間其の行使を停止される。但し使用を妨げないものは此の限でない。收用の場合に於ては此の時に於て政府其の所有權を取得し其の他の權利は消滅する（令第十三條）。茲に使用權と稱するもの

は當該物資の使用収益を以て第三者に對抗し得る特別法上の物權であつて、債權的效力を有するに過ぎない賃借權の如きものとは趣を異にするに觀ねばなるまい。

總動員物資の使用期間満了し又は其の使用を廢止するときには主務大臣は該物資を所有者に返還することを要する。

但し返還の時期に於て管理者たることを得べき者から豫め請求のあつたときは其の者に返還することを得る。返還を爲さんとするときには豫め返還通知書を返還を受くべき者に交付する。尤も一定の場合には官報公告を以て足ることゝなつてゐる。而して使用權は返還通知書又は公告に記載された返還時期に於て消滅する(令第十五條、十七條)。

國家總動員法第二十七條は、政府は勅令の定むる所に依り第十條の規定に依る處分に因つて生じたる損失を補償することを定めてゐるが、此の規定に依り補償すべき損失は使用の場合に令書交付の時より返還通知書又は公告の返還時期迄、收用の場合は同じく令書交付の時から第十條の規定に依り該物資の引渡ありたる時迄の間に該物資に關し所

有權其の他の權利を有したる者に付使用又は收用の處分に因る通常生ずべき損失としてゐる(令第十八條第一項)。

令書の交付又は其の通知を受けた者は使用又は收用に支障を及ぼす虞なき場合及主務大臣の許可を受けた場合の外は、當該總動員物資の形質、所在の場合を變更し又は之を讓渡し、賃貸し、質權若は抵當權の目的と爲し其の他之に關し新なる處分を爲すことを禁ぜられる。此の禁止に違反して斯る措置を爲した者に對しては之に係る損失の補償を爲さざることを得るのである(令第八條、第十八條第三項)。

右の外損失補償に於ける擔保物權者保護に關する規定(令第四條第三項、第十九條)、令書、返還通知書の記載事項(令第五條、第十六條)等詳細なる規定が設けられてゐる。尙總動員物資が抵當權の目的となる場合の規定があるのは該物資が財團組成物件として財團抵當權の目的たる場合を豫想したものであらう。

總動員物資使用の場合に於て政府が取得した使用權を總動員業務を行ふ國家以外の他の者に讓渡して之を行使せし

めることが出来るであらうか。軍動員目的の爲の物資調達に關する既存立法たる徵發令と本令との適用上に於ける競合關係は如何に措置すべきであらうか。本令運用に關しては一段の研究が必要と思はれる。

三

國家總動員法に織込まれたる收用立法の第二は、工場、事業場等の管理、使用、收用である。

政府は戰時（又は戰爭に準すべき事變の場合）に際し國家總動員上必要あるときは、勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業に屬する工場、事業場、船舶其の他の施設又は之に轉用することを得る施設の全部又は一部を管理、使用又は收用することを得る（第十三條第一項）。

政府は右に掲ぐるものを使用又は收用する場合に於て勅令の定むる所に依り其の従業者を供用せしめ又は當該施設に於て現に實施する特許發明若は登録實用新案を實施することを得る（第十三條第二項）。

管理、使用、收用の目的物は總動員業務たる事業に屬する工場、事業場、船舶其の他の施設又は之に轉用することを得る施設である。總動員業務とは（一）總動員物資の生産修理、配給、輸出、輸入又は保管に關する業務。（二）國家總動員上必要な運輸又は通信に關する業務。（三）同じく金融に關する業務。（四）同じく衛生、家畜衛生又は救護に關する業務。（五）同じく教育訓練に關する業務。（六）同じく試験研究に關する業務。（七）同じく情報又は啓發宣傳に關する業務。（八）同じく警備に關する業務。（九）前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要な業務を謂ふ（第三條）。

工場は勿論工場法の適用あるもののみには限らないが、其の意義は同法其の他に於て普通に用ひられてゐるところと異なるものではなからう。従つて或る作業の行はれる單なる場域ではなく、工業的作業を爲すに適すべき物的施設を謂ふものと解ねざばなるまい。

事業場が右の工場と如何なる差異のあるものであるか、

明かにすることを得ないけれども、例へば鑛山等の如く主として屋外作業に依り生産、修理等が行はれる場合の物的施設を意味するのではあるまいか。

今日までに公布されてゐる勅令は工場事業場管理令（昭和
一三、五、四、）及工場事業場使用收用令（昭和一四、一、二、
勅令第三一八號）及工場事業場使用收用令（二八、勅令第九〇
號）である。

工場事業場管理令は昭和十三年五月五日から施行されてゐる。茲に管理と謂ふのは事業主を排除して自ら工場事業場の經營に當るのではなく、施設の運營に關して事業主を指揮監督する支配權の行使に外ならない。事業及其の損益計算は總て從來の事業主に歸屬するのである。本令第六條は此の意味を顯はす爲に「主務大臣ハ其ノ管理ニ係ル工場事業場ニ於ケル總動員物資ノ生産又ハ修理ニ關シ當該工場事業場ノ業務ニ付事業主ヲ指揮監督ス」と規定してゐる。斯る管理が嚴格なる意義に於ける收用立法に該當するや否やは勿論疑問であるが、收用立法に使用の場合をも含める建前に於ては斯の如き管理に付て茲に觸れることも必ずし

も不自然ではあるまい。

管理の主體は主務大臣であり、之に付ては總動員物資使用收用令に關して述べたところと同様である。

管理は主務大臣が内閣總理大臣に協議した後、管理令書を送達して之を爲すのであつて、管理開始の時期は原則として令書送達の時である。送達は工場事業場の事業主に對して爲すべきであるが、己むを得ざる場合に於ては工場事業場の長其の他之に準ずる者に對して爲すことも出来る（令第二條、第三條）。管理する工場事業場には監理官が置かれ業務の監督に従事する（令第七條）。事業主が管理されてゐる其の工場事業場の經營を廢止し又は休止せんとするときは主務大臣の許可を必要とする（令第八條）。

事業主は本令又は本令に依る命令の適用に付て事業主に代るべき事業管理人を選任することを得る。又主務大臣が必要ありと認めるときは事業主に對し事業管理人の選任を命ずることも出来る。事業主が法人であるとき、營業に關し成年者と同一の能力を有せざる未成年者又は禁治産者であ

るとき、本令施行地に居住せざるときは事業主は必ず事業
管理人を選任することを要する。此の選任、解任は主務大
臣の認可を受けなければ其の效力を生じない。主務大臣の
選任命令の場合及事業主が選任義務を有する場合に於て之
を選任せず又は選任すること能はざるときは、主務大臣は
工場事業場の経営に付権限を有する者の中より事業管理人
を選任することが出来る。事業管理人が本令又は本令に依
る命令に違反したるときは主務大臣は之を解任することを
得る(令第九條、十條)。

國家總動員法第二十七條の規定に依り補償すべき損失は
管理に因る通常生ずべき損失である。損失補償の請求者は
管理廢止の後に於て之を請求すべきであるが、主務大臣は
毎事業年度の終つた後又は損失の生じたる都度之を請求せ
しむることも出来る(令第十一條)。

管理されてゐる工場事業場の経営を承繼する者は、本令
又は本令に依る命令に基く前者の權利義務を當然に承繼す
るものとされてゐる(令第十二條)。

主務大臣は本令に依る職權の一部を所轄官衙の長をして
行はしめることが出来る。此の場合に於て當該官衙の長は
主務大臣の定むる所に依り其の職權を其の所屬官衙の長を
して行はしめることも可能である(令第十四條)。

工場事業場使用收用令は昭和十五年二月一日から施行さ
れることになつてゐる。

本令は國家總動員法第十三條第一項の規定する工場事業
場又は之に轉用することを得る施設の使用、收用及同條第
二項の従業者の供用、特許發明又は登録實用新案の實施に
付て規定してゐる(令第一條)。

主務大臣は總動員物資の生産又は修理に關し、國家總動
員上特に必要ありと認めるときは、軍用に供する物資又は
閣令を以て定むる總動員物資の生産又は修理を爲す工場事
業場に屬する土地、建物其の他の工作物、機械、器具其の
他工場事業場の用に供する物の全部又は一部を使用又は收
用することが出来る。此の場合先づ内閣總理大臣に協議す
ることを要する(令第二條)。

使用收用の目的物が工場事業場構成物件であつて土地建物等の不動産を主とする爲、動産を對象とする場合とは多少趣の異なる點も無いではないが、主體が主務大臣であること、其の他手續の構成は大體曩に述べた總動員物資使用收用令と同様である。土地、建物收用に依る所有權移轉の囑託登記に關する規定(令第二十條)、擴張收用に關する規定(令第二十六條、第二十七條)、收用した工場事業場の全部又は一部が不用に歸した場合に於ける拂下手續に關する規定等が異なる點の主なるものであらう。

工場事業場の使用、收用は管理の場合と異り、政府が其の使用權又は所有權を取得し事業主を排除して自ら其の經營に當るのであるから、其の工場事業場に於ける従業者を供用せしむることを必要とし又便宜とすることがある。斯る場合には事業主に對し供用令書を送達して之を爲すことが出来る(令第十二條)。

此の従業者の供用が收用立法の範疇に屬するや否や、之も疑問はあるが、事業主が自己の有する雇傭契約上の權利

を行使することを得ない結果を招來するものであり、之を以て雇傭價權の收用と解する學說も存在する(美濃部博士、公用收用法原理二三頁)。

工場事業場を使用、收用する場合に其の工場事業場に於て現に實施してゐる特許發明又は登録實用新案を政府が實施することは其の使用、收用の目的達成の上に於て極めて必要である。されば主務大臣は之等の權利を實施せんとするときは、實施決定を爲し決定書の謄本を特許權者又は實用新案權者及特許發明又は登録實用新案の實施權者に送達して之を爲すことが出来る(令第十三條、第十四條)。勿論此の場合に於ては之等の權利の實施を行ひ得るだけであつて、之を取得するのではない。國家總動員の立場から之等の權利そのものゝ收用を必要とすることも考へられるのであるが、それは特許法第四十條、實用新案法第二十三條、特許收用令(昭和一三、二九)(勅令第五二號)に依つて其の目的を達することが出来る。

四

國家總動員法に織込まれたる收用立法の第三は、土地家屋等の管理、使用、收用である。

政府は戦時（又は戦争に準ずべき事變の場合）に際し國家總動員上必要あるときは、勅令の定むる所に依り總動員業務に必要な土地又は家屋其の他の工作物を管理、使用又は收用することを得る（第十三條第三項）。

土地の使用、收用に付ては大體土地收用法に依つて目的を達し得るけれども戦時立法として手續の簡易化を圖る必要もあり、家屋其の他の工作物と一括して本法に依るを適當と認められたものであらう。

本項に基く勅令としては、土地工作物管理使用收用令（昭和十四、二、二八）が公布されて居り、昭和十五年二月（勅令第九〇二號）が公布されて居り、昭和十五年二月

一日から施行されることとなつてゐる。本令は土地收用法を母法とするものでもあり且原案は内務省に於て起草せられたものであるから、之に付ては稿を改めて稍々詳細に檢

討してみたいと思ふ。従つて茲には其の解説を省略する。

第四は、鑛業權、砂鑛權及水の使用に關する權利の使用收用である。

政府は戦時（又は戦争に準ずべき事變の場合）に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り鑛業權、砂鑛權及水の使用に關する權利を使用又は收用することを得る（第十四條）。

之等の權利も亦土地收用法に於て使用、收用の客體とされてゐる。水の使用に關する權利は同法第七條の明定するところであり、鑛業權、砂鑛權は同條に所謂土地に關する所有權以外の權利に該當するものと解されてゐる。然しながら國家總動員の必要に基く場合、平時立法たる土地收用法の定むる手續に依つては充分に其の目的を達し得ない虞もあるので本條制定の必要があつたのであらう。本條の施行に關する勅令は未だ公布されてゐないが、其の制定に當つては、特に水の使用に關する權利の範圍及漁業權の收用に關して慎重なる研究を必要とするのではあるまいか。

以上述べた第二、第三、第四の收用立法に依り收用したるもの、換言すれば工場事業場、船舶其の他の施設又は之に轉用することを得る施設の全部又は一部、土地、家屋其の他の工作物、鑛業權、砂鑛權、水の使用に關する權利が不用に歸した場合に於て、收用した時より十年内に拂下ぐるときは勅令の定むる所に依り舊所有者若は舊權利者又は其の一般承繼人は優先に之を買受けることが出来る（第十五條）。

茲に定める優先買受權は土地收用法上の買戻權とは全く其の性質を異にする。土地收用法上の買戻權は收用の時期から二十ヶ年内に收用した土地の全部又は一部が不用に歸したときは、其の不用に歸した事實のみに依つて當然發生し而も第三者に對抗し得る物權的效力を有するものであるが（土地收用法第六十五條）、此の優先買受權は收用した時から十年内に政府が拂下げる場合に始めて發生するものであり、不用に歸した事實のみに依つて生ずるものでない。のみならず其の效力は第三者に優先して買受け得ることを政

府に對して主張し得る債權的なものに過ぎないのである。

優先買受權者は舊所有者、舊權利者又は其の一般承繼人である。舊權利者と謂ふのは收用の客體に付て擔保物權、用役物權、賃借權等を有した者を指すかの様解される處があるけれども、之は舊所有者と對立的に規定されてゐるのであつて、舊所有者が第十三條に於ける工場事業場、土地工作物等の舊所有者を意味するのであると共に舊權利者は第十四條に於ける鑛業權、砂鑛權、水の使用に關する權利の舊權利者を指してゐるものと解すべきである。一般承繼人とは、舊所有者又は舊權利者から包括承繼を受けた者の謂であつて、之等の者の相續人は勿論、會社であるならば吸收合併に於ける存續會社及新設合併に於ける設立會社を包含するのである。

此の優先買受權の行使に關する條件、手續等は一切勅令に讓られてゐるが、之は獨立の勅令として制定されず各收用に關する勅令中に規定される。工場事業場使用收用令第二十八條、土地工作物管理使用收用令第十八條等が之であ

る。

總動員物資、工場事業場、土地工作物等の管理、使用、收用に因る損失補償も勅令に委任されて居り(第二十七條)、之も亦各管理、使用、收用勅令中に規定されてゐるのであるが(總動員物資使用收用令第十八條、工場事業場管理令第十一條、工場事業場使用收用令第二十四條、土地工作物管理使用收用令第十三條)、之等の規定に依る補償の金額及優先買受の場合の拂下の價額は總動員補償委員會の議を経て政府が之を定めるのである。而して總動員補償委員會に關する規程は勅令を以て定められる(第二十九條)。

政府の爲す補償金額及拂下價額の決定に對しては通常裁判所に出訴する等の覆審的救濟手段が認められてゐない。戰時又は戰爭に準すべき事變の場合に於ける國家總動員の處分に基く金額の多寡に關し争を生ぜしめるのは妥當でないとの考慮に出たものであらうが、それだけに總動員補償委員會の議は慎重を極めなければならぬ。

總動員補償委員會規程(昭和一三、七、二)
勅令第四七四號)の定むるところ

に依れば總動員補償委員會は各地方に設けられるものでなくして中央に一箇設けられるものである。従つて地方の特殊事情の反映等の必要に應ずる爲、補償委員會は必要と認むるときは鑑定人を選び又は當事者其の他、適當と認むる者の出席を求め其の意見を聽くことを得るものとされてゐる(程第八條)。補償委員會は内閣總理大臣の監督に屬し國家總動員法第二十九條第一項の規定に依り其の權限に屬せしめられた事項、即ち補償金額及拂下價額を調査審議する。而して其の構成は、會長一人委員二十人以内を以て組織し、會長は内閣總理大臣の奏請に依り内閣に於て之を命じ委員は内閣總理大臣の奏請に依り關係各廳高等官及學識経験ある者の中から内閣に於て之を命ずることとなつてゐる(程第一條乃至第四條)。

國家總動員法は之に織込まれた收用立法の四つの場合の中第一、第二、第三に關しては重い罰則を設けてゐる。即ち第十條の規定に依る總動員物資の使用又は收用を拒み、妨げ又は忌避したる者及第十三條の規定に依る施設、土地

若は工作物の管理、使用若は收用又は従業者の供用を拒み、妨げ又は忌避したる者は三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられる(第三十三條)。蓋し斯る罪は國家總動員の遂行上支障を來すこと極めて重大なるものがあるからであらう。

五

人造石油製造事業法は液體燃料の供給を確保する爲人造石油製造事業の確立を圖るを以て目的とする(第一條)。燃料國策の見地に基く立法である。

同法は該事業の確立を圖る諸方策の一として土地收用を取り上げてゐる。即ち人造石油製造會社の營む人造石油製造事業は土地收用法第二條の土地を收用又は使用することを得る事業として同法を適用すと定められてゐる(第五條)。此の規定は人造石油製造會社の營む人造石油製造事業が當然土地收用法第一條に所謂公共の利益と爲るべき事業であることを定めてゐるものではない。換言すれば決して事

業の公益性を法定してゐるものではなく、該事業を土地收用法第二條の事業とすること及收用、使用の手續は總て土地收用法に依るべきことを定めたに過ぎないのである。

従つて人造石油製造事業の爲必要な土地を收用又は使用し得るが爲には人造石油製造事業法第五條に該當すると共に土地收用法第一條に該當することを要するのである。此の點が内務大臣の爲す事業認定(土地收用法第十二條)の樞軸となることは申すまでもない。

土地收用法第二條の事業とせられる人造石油製造事業の經營主體は人造石油製造事業法に依り事業經營に關する政府の許可を受けた會社たることを要するのであるが、此の許可を受け得べき會社は帝國法令に依り設立した株式會社にして、其の株主の半數以上、取締役の半數以上、資本の半額以上及議決權の過半數が帝國臣民又は帝國法令に依り設立したる法人に屬するものに限るのである。而して此の法人は其の社員、株主若は業務を執行する役員の半數以上又は資本の半額以上若は議決權の過半數が外國人又は外國

法人に屬しないものであることを要する。會社が若し敍上の要件を缺如するに至るならば事業經營の許可は其の效力を失ふのである(第二條、第三條)。

政府の許可を受け得る人造石油製造事業の範圍に付ては
一、石炭、亞炭又はタールを原料とする水素添加事業にして人造石油の製造能力一の工場に付年一萬キロリツトル以上のもの。

二、ガスを原料とする石油合成事業にして人造石油の製造能力一の工場に付一年天然ガスのみを原料とするものに在りては千キロリツトル以上、其の他のものにて在りては一萬キロリツトル以上のもの。

三、石炭又は亞炭の低溫乾溜事業にして原料炭處理能力一の工場に付一年十萬噸以上のもの。

と定められ、右各號の一に該當する事業を營む會社が其の事業に關聯し同一工場に於て他の右各號に掲ぐる種類の事業にして其の能力が右各號に定むる能力に達せざるものを營むときは之を當該事業の一部と看做されてゐる(第二

條、同法施行令第一條)。されば土地收用法第二條の事業とされる人造石油製造事業の範圍も亦當然此の範圍に於けるものでなければならぬ。

硫酸アンモニア増産及配給統制法は其の名の示す如く硫酸アンモニアの増産獎勵及其の配給の合理化を圖る爲の肥料國策上の立法である。

本法も亦、硫酸アンモニア増産の遂行を確保する諸方策の一として土地收用を採用してゐる。

即ち政府の認可を受け本法施行後五年以内に於て政府の指定する期間内に命令の定むる硫酸アンモニア製造設備の新設又は増設を爲す硫酸アンモニア製造業は土地收用法第二條の土地を收用又は使用することを得る事業とし同法を適用するのである(第一條、第五條)。

之が事業の公益性を法定したものでないこと、事業認定を始めとして收用、使用の手續は總て土地收用法に依るべきものであること人造石油製造事業法に付き述べたところと同様である。

土地收用法第二條の事業とされる硫酸アンモニア製造業の設備即ち本法第一條第一項の硫酸アンモニア製造設備は、新設のものに在つては製造能力一年五萬噸以上、増設のものに在つては製造能力一年二萬噸以上の能力を有することを要するものとされてゐる(同法施行令第二條)。

農地調整法は互讓相互の精神に則り、農地の所有者及耕作者の地位の安定及農業生産力の維持増進を圖り、以て農村の經濟更生及農村平和の保持を期する爲農地關係の調整を爲すを以て目的とする(第一條)。

而して本法は農地關係調整の作用としての自作農創設維持の事業の爲に收用立法を織込でゐるのである。

道府縣、市町村其の他命令を以て定むる團體が農村の經濟更生の爲命令の定むる所に依り、自作農創設維持に要する土地を取得し又は使用するの必要あるときは、行政官廳の認可を受け土地の所有者其の他之に關し權利を有する者に對し土地の讓渡又は使用收益の權利の設定若は讓渡に關する協議を求むることを得る。之等の團體が未墾地を開發

して自作農創設維持の事業を行はんとする場合に於て右の協議調はざるときは開發せんとする未墾地其の他其の開發に必要な土地又は其の使用收益の權利を收用又は使用することを得る。而して此の收用又は使用に關しては土地收用法が適用されるのである(第四條)。

道府縣、市町村以外の收用、使用の主體たる團體は産業組合及農事實行組合と定められてゐる(同法施行令第一條)。

自作農創設維持の事業とは之等の團體が命令の定むる所に依り行ふ左の事業を謂ふ(同法施行令第二條)。

一、個人の自作地と爲すべき土地の購入に必要な資金を貸付け自作地の創設を爲すこと。

二、個人の自作地として土地を購入したるに因り生じた債務の借替に必要な資金を貸付け自作地の維持を爲すこと。

三、個人の自作地と爲す爲の未墾地の購入若は開墾に必要な資金を貸付け又は其の開墾に對し助成を爲し自作地の創設を爲すこと。

四、自作地と爲すべき土地を購入し、自作地と爲す爲未墾地を購入して開發し又は自作地と爲す爲其の所有する未墾地を開發し之を資金の貸付又は代金割賦支拂の方法に依り讓渡し自作地の創設を爲すこと。

五、其の所有する土地を代金割賦支拂の方法に依り讓渡し自作地の創設を爲すこと。

開發せんとする未墾地其の他其の開發に必要なる土地又は其の使用収益の權利を收用又は使用し得るのは右の四又は五の事業の場合であらう。茲に注意を要するのは、本法は收用、使用に關して土地收用法を適用するけれども、自作農創設維持の事業を土地收用法第二條の事業とすることなく、一定の場合には「收用又ハ使用スルコトヲ得」と規定してゐることである。之は「農村の經濟更生」、「農村平和の保持」の二大目標の下に自作農創設維持事業の公益性を法定したものと觀ねばなるまい。従つて其の事業認定に當つては、起業者が所定の團體なりや、未墾地を開發して前掲の事業を行ふものなりや、前提條件たる所定の協議調

はざりしものなるや、客體は開發せんとする未墾地、其の開發に必要なる土地又は其の使用収益の權利なりやに重點が置かるべく、土地收用法第一條に該當せざるものとして收用、使用を否認し得べきではあるまい。

法定の團體が土地を收用しても、やがて自作地創設の爲に他に讓渡されるが、之即ち事業目的の根幹であつて、斯る場合決して不用に歸したものととして土地收用法第六六條の買戻權が発生するのではない。土地收用法適用上注意すべき點の一であらう。

航空機製造事業法は我が國に於ける事業の重要性に鑑み、航空機製造事業は土地收用法第二條の土地を收用又は使用することを得る事業とし同法を適用すと規定してゐる（第八條）。本條に付ては人造石油製造事業法第五條及硫酸アンモニア増産及配給統制法第五條に付て述べたところと同様のことが謂へるのである。

土地收用法第二條の事業とされる航空機製造事業とは左に掲ぐる航空機、又は其の機體、發動機若はプロペラの製

造を爲す事業を謂ふ。

- 一、機體の重量三百五十瓩以上の飛行機。
- 二、飛行機の機體にして重量三百五十瓩以上のもの。
- 三、飛行機の發動機にして衝程容積の合計三千五百立方
瓩以上のもの。
- 四、飛行機のプロペラにして金屬のもの又は命令を以て
定むる非金屬製のもの。

之等の事業を營む者の爲す航空機の部分品、附屬品の製造、其の事業者の用ふる航空機用材料の製造又は航空機の修理は之を當該事業の一部と看做されてゐる（第一條、同法施行令第一條）。

斯る航空機製造事業を經營せんとする者は政府の許可を受くることを要するのであるが、其の許可を受け得べき者は株式会社であり而も人造石油製造事業法第三條に付て述べたと同様の要件を具備するものでなければならぬ（第二條、第三條）。

輕金屬製造事業法第十一條は、輕金屬製造會社の營む輕

金屬製造事業は土地收用法第二條の土地を收用又は使用することを得る事業とし同法を適用す、と規定してゐる。

規定の方法、主體が政府の許可を受けたる會社であること、其の會社の要件等總て人造石油製造事業、航空機製造事業等に於けると同様である（第三條、第四條）。茲に輕金屬製造事業とはアルミニウム、アルミナ又はマグネシウムの製造事業を謂ふ（第二條）。本法に收用立法の織込まれるのは國防の整備及産業の發達を期する爲本邦に於ける此の種事業の確立を圖らんとする立法目的からの必要に基くものであらう（第一條）。

造船事業法も亦、造船事業は土地收用法第二條の土地を收用又は使用することを得る事業とし同法を適用する旨を定めてゐる（第六條）。之亦規定の方法、主體が政府の許可を受けたる會社であること、其の會社の要件等全く敘上の人造石油、航空機、輕金屬、の製造事業法に於けると同様である（第二條、第三條）。

土地收用法第二條の事業とせられる造船事業とは、長さ

五十米以上の船舶の製造又は修繕を爲し得る造船臺、船架又は船架等の設備を備ふる者の爲す船舶製造事業又は船舶修繕事業を謂ふのである。斯る事業を營む者の爲す船體、船舶用機關若は艤裝品又は其の部分品若は附屬品の製造又は修繕は其の事業の一部と看做されてゐる（第一條、同法施行令第一條、第二條）。

以上述べ來つたところは最近に於ける産業經濟上の重要部門に屬する事業法制に織込まれたる收用立法を列擧したに過ぎないけれども、何れも土地收用法の法源の擴張として顯れ、同法の範圍を出るものでないこと、竝に農地調整法の如く事業の公益性の法定を含むものと、然らざるものとの二つの流れがあることを觀取し得たと思ふ。

特別手當とか臨時増俸などの大見出しが目につく今日此頃、減俸と云ふ文字は寧ろ奇異の感を懷かせるが、事實一般官吏は八年程前から一割の減俸を受けて今日に至つてゐる。

減俸實施の當時は不景氣の風が經濟界を吹捲り、凡ゆる物價が廉く、相對的に俸給生活者はらくであり、一方國家の財政は甚だ窮乏を告げる際であつたから、社會の他の階層との均衡上、減俸は至極尤もな處置だと

官吏自身も多くは之を認めてゐた。

往年一部司法官の減俸反對運動を快からず眺めた第三者も、今日に至つては寧ろ彼等の先見の明を稱揚しなければならなくなつた。

まづ官吏を不合理なる減俸から解放せよ、その他の待遇問題はそれからのことであると、おつしやるのは九大帝大田中教授様 かしこ